

療養解除届

学校長 様

県立五泉高等学校

____年 ____組

生徒氏名 _____

療養解除届

上記の者は、以下により療養等をしておりましたが、出席停止期間を経過しましたので本届を提出します。

該当に○	病名	出席停止期間の基準
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで

発症日	令和 ____年 ____月 ____日
解熱した日 *インフルエンザの場合に記入	令和 ____年 ____月 ____日
症状が軽快した日 *新型コロナウイルス感染症の場合に記入	令和 ____年 ____月 ____日
登校開始日	令和 ____年 ____月 ____日

令和 ____年 ____月 ____日

保護者氏名 _____

保護者の方へ

- インフルエンザ及び新型コロナ感染症は、学校保健安全法施行規則により出席停止期間の基準が定められています。この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。(ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。)
- 出席停止期間の数え方については裏面を参考にしてください。
- 本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。
- 療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。

〈出席停止期間の数え方〉

新型コロナウイルス感染症の場合

〈例1〉 5/17から登校可能							〈例2〉 5/19から登校可能								
5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症							発症								
			0日目	1日目									0日目	1日目	
			症状軽快										症状軽快		

インフルエンザの場合

〈例1〉 5/17から登校可能							〈例2〉 5/19から登校可能								
5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症							発症								
			0日目	1日目	2日目							0日目	1日目	2日目	
			解熱									解熱			

保護者様

新潟県立五泉高等学校長

出席停止について

お子さんは、他の児童・生徒に感染するおそれのある病気にかかりましたので、学校保健安全法第19条の規定により出席を停止します。医師の登校許可があるまでは学校を休ませてください。なお、登校する際には、下記の証明書を学校へ提出してください。

◆ 学校で出席を停止する主な病気は、次のとおりです。

	学校感染症	出席停止のめやす
第一種	感染症名	治癒するまで
第二種	1 インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	2 百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	3 麻疹	熱が下がって3日を経過するまで
	4 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	5 風しん	発疹が消えるまで
	6 水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
	7 咽頭結膜熱	主な症状がなくなって2日を経過するまで
	8 新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
	9 結核	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで
	10 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	11 流行性角結膜炎	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで
	12 その他の感染症 ・ 感染性胃腸炎 ・ 溶連菌感染症 ・	

主治医様

ご多用中恐縮ですが、下記の証明書にご記入の上、保護者又は生徒にお渡しくださるようお願いいたします。

登校許可証明書

年 組 氏名

診断名 []	
◎ 上記の疾病について感染症予防上支障がないので、登校しても差し支えありません。	
初診日	令和 年 月 日
登校しても良いと認められる日	令和 年 月 日
令和 年 月 日	医療機関名

<参考> 学校において予防すべき感染症の分類

	出席停止の期間の基準	感 染 症 名
第1種	治癒するまで	<ul style="list-style-type: none"> ○ エボラ出血熱 ○ 痘そう（天然痘） ○ ペスト ○ ラッサ熱 ○ ジフテリア ○ 中東呼吸器症候群（MERS） ○ 特定鳥インフルエンザ（H5N1） ○ 新型インフルエンザ等感染症 ○ 指定感染症 ○ クリミア・コンゴ出血熱 ○ 南米出血熱 ○ マールブルグ病 ○ 急性灰白髄炎（ポリオ） ○ 重症急性呼吸器症候群（SARS） ○ 新感染症
第2種	表面参照	<ul style="list-style-type: none"> ○ インフルエンザ（H5N1を除く） ○ 麻疹（はしか） ○ 風疹（三日ばしか） ○ 咽頭結膜熱（プール熱） ○ 結核 ○ 百日咳 ○ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ○ 水痘（水ぼうそう） ○ 新型コロナウイルス感染症 ○ 骨膜炎菌性髄膜炎
第3種	症状に応じて医師が感染の恐れがないと判断するまで	<ul style="list-style-type: none"> ○ コレラ ○ 腸管出血性大腸菌感染症（O157） ○ パラチフス ○ 急性出血性結膜炎（アポロ病） ○ その他の感染症 ・ 溶連菌感染症 ・ ヘルパンギーナ ・ 流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎） ○ 細菌性赤痢 ○ 腸チフス ○ 流行性角結膜炎（はやり目） ・ 手足口病 ・ マイコプラズマ肺炎 ・ 伝染性紅斑 ・ ウイルス性肝炎 <p style="text-align: right;">等</p>

※ 学校保健安全法施行規則第18条、第19条より

※「出席停止について」の文書を印刷し、主治医から登校許可証明書を記入してもらってから、登校してください。

※新型コロナウイルス感染症、インフルエンザについては、「登校許可証明書」は必要ありません。「療養解除届」の文書を印刷し、保護者が記入、押印の上、学校へ提出してください。